

2 監査第 7 4 号
令和 2 年 8 月 2 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	永	井	一	平
同	越	智		忍
同	森	高	康	行
同	高	橋	正	浩

令和元年度愛媛県歳入歳出決算に係る健全化判断比率並びに公営企業会計決算に係る資金不足比率及び港湾施設整備事業特別会計決算に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率並びに法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された公営企業会計及び港湾施設整備事業特別会計の令和元年度決算に係る資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

第1 健全化判断比率

1 審査の対象

- (1) 法第2条第1号に規定する実質赤字比率（以下「実質赤字比率」という。）
- (2) 同条第2号に規定する連結実質赤字比率（以下「連結実質赤字比率」という。）
- (3) 同条第3号に規定する実質公債費比率（以下「実質公債費比率」という。）
- (4) 同条第4号に規定する将来負担比率（以下「将来負担比率」という。）

2 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、

- (1) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (2) 法令等に照らし、算定過程に誤りがないか
- (3) 法令等に基づき、適切な算定要素が算定に用いられているか

などの点に主眼を置き、健全化判断比率の各数値及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について検証するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

3 審査意見

審査の結果、審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率の各数値及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に算定又は作成されていると認められた。

令和元年度決算に係る健全化判断比率の各数値は次表のとおりであり、一般会計等（一般会計及び公営事業会計以外の特別会計をいう。以下同じ。）の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が数値としては表示されないこと（「－％」表示となることをいう。以下同じ。）、実質公債費比率（10.2％）、将来負担比率（149.0％）がともに早期健全化基準を下回っていることから、令和元年度末時点では、法第4条に規定する財政健全化計画を定めるべき状態には至っていないことを確認した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内経済は弱い動きが続いており、県税収入の減少も懸念される中、社会保障関係経費の増加に加え、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るための財政支出も引き続き見込まれるところであり、また、県債残高は引き続き1兆円を超え赤字地方債である臨時財政対策債の残高比率が依然として高く厳しい状況にあることから、本指標の算定結果にかかわらず、今後とも歳入の確保、限られた資源を有効かつ効率的に活用した事業執行に取り組むことが望まれる。

以下、各比率に係る意見を個別に述べる。

なお、各比率の算定において除数の基礎となる標準財政規模の額は 349,948,129千円であることも併せて確認している。

区 分	本県の指標			早期健全化基準	財政再生基準	備 考		
	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	差 (A)－(B)					
(1) 実質赤字比率	—%	—%	—ポイント	3.75%	5.00%			
(2) 連結実質赤字比率	—%	—%	—ポイント	8.75%	15.00%			
(3) 実質公債費比率 (3か年平均)	10.2%	10.5%	△0.3ポイント	25.0%	35.0%	R年度 9.9%	H30年度 10.0%	H29年度 10.8%
(4) 将来負担比率	149.0%	150.0%	△1.0ポイント	400.0%				

(1) 実質赤字比率

令和元年度決算に係る一般会計等の実質収支は 1,889,546千円の黒字（一般会計 4,113,482千円の黒字、特別会計 2,223,936千円の赤字）であったことから、本比率は数値としては表示されないことを確認した。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等における県有林経営事業特別会計が 2,226,528千円の実質赤字となっているが、一般会計等における一般会計が 4,113,482千円、自動車集中管理特別会計が 2,592千円の実質黒字となっているほか、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計である国民健康保険事業特別会計が 1,766,820千円、公営企業会計における電気事業会計が 6,015,582千円、工業用水道事業会計が 5,149,040千円、病院事業会計が 2,232,765千円、港湾施設整備事業特別会計が 694,666千円のそれぞれ資金剰余となっており、これらの額を加除した全会計ベースでは 17,748,419千円の連結実質黒字であったことから、本比率は数値としては表示されないことを確認した。

(3) 実質公債費比率

各年度の実質公債費比率は、平成29年度 10.8%、30年度 10.0%、令和元年度 9.9%であり、3か年平均の比率は 10.2%と表示されることを確認した。

3か年平均の比率は、早期健全化基準である 25.0%を 14.8ポイント下回っており、また、前年度より 0.3ポイント低下している。

(4) 将来負担比率

将来負担額 1,199,507,398千円が充当可能財源等の額 759,661,163千円を超える額は 439,846,235千円、標準財政規模の額 349,948,129千円から算入公債費等の額 54,850,754千円を控除した額は 295,097,375千円となり、本比率は 149.0%と表示されることを確認した。

将来負担額の主なものは、地方債の現在高 1,026,875,931千円である。

将来負担比率は、早期健全化基準である 400.0%を 251.0ポイント下回っており、前年度より 1.0ポイント低下している。

第2 資金不足比率

1 審査の対象

法第22条第2項に規定する資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）で、

- (1) 地方公営企業法適用企業に係るもの
- (2) 地方公営企業法非適用企業に係るもの

2 審査の方法

健全化判断比率の場合に準じる。

3 審査意見

審査の結果、審査に付された令和元年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に算定又は作成されていると認められた。

本県公営企業の令和元年度決算に係る資金不足比率については、地方公営企業法適用企業である電気、工業用水道、病院の3事業会計及び地方公営企業法非適用企業である港湾施設整備事業特別会計のすべての会計において資金剰余が生じていることから、それぞれ本比率は数値としては表示されないことを確認した。

以下、各比率に係る意見を個別に述べる。

(1) 地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率

電気事業会計は 6,015,582千円、工業用水道事業会計は 5,149,040千円、病院事業会計は 2,232,765千円の資金剰余となっていることから、それぞれ資金不足比率は数値としては表示されないことを確認した。

また、本指標には、負債に計上された企業債、長期借入金等の財務数値が算定要素に加味されていないため、本指標のみをもって公営企業会計の経営実態が明らかにされるものではなく、別途令和元年度愛媛県公営企業会計決算審査意見書で述べているとおり、多額の企業債残高及び長期借入金を有する工業用水道事業会計及び2年連続経常赤字を計上した病院事業会計においては、依然として厳しい財政状態にあることを付言しておく。

区 分		本県の指標			経営健全化基準	備 考
		令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	差 (A)－(B)		
資金不足比率 〔地方公営企業法 適用企業〕	電 気 事 業 会 計	—%	—%	—ポイント	20.0%	
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—%	—%	—ポイント		
	病 院 事 業 会 計	—%	—%	—ポイント		

(2) 地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率

港湾施設整備事業特別会計は 694,666千円の資金剰余となっており、資金不足比率は数値としては表示されないことを確認した。

区 分		本県の指標			経営健全化基準	備 考
		令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	差 (A)－(B)		
資金不足比率 〔地方公営企業法 非適用企業〕	港湾施設整備事業 特別会計	—%	—%	—ポイント	20.0%	